

被扶養者現況届の添付書類一覧表

対象者 \ 添付書類	収入に関する証明	世帯全員の住民票
配偶者（内縁関係も含む）	○	
子・孫・弟妹	○	
父母・祖父母・曾祖父母	○	
配偶者の父母・祖父母・曾祖父母	○	○
兄・姉及び配偶者の兄弟・姉妹	○	○
内縁の妻(夫)の子及び内縁の妻(夫)の父母	○	○
3親等内のその他の家族	○	○

各被扶養者について、必要な添付書類に○を付しています（裏面に被扶養者の範囲一覧があります）

◎収入に関する証明について

- ・ 平成 23 年度において、収入の無い方或いは収入はあるが、税法上の扶養控除の対象となられた方は、既に会社に提出している「扶養控除申告書(平成 23 年分)」の㊦を会社の事務担当者の方に依頼し、添付してください。
- ・ 扶養控除対象外の方は「源泉徴収票(平成 23 年分)」の㊦を添付してください。
- ・ 扶養控除対象外の方で現在、公的年金を受給中の方につきましては、年金振込通知書(表・裏両面の㊦)を添付してください。
- ・ 昼間の学生(大学生・専門学校生等)については、収入に関する証明の添付の必要はありません。夜間の学生・大学院生等については、扶養控除申告書(写)を添付してください。
- ・ 自営業者の方は、確定申告書の写(22 年度分)を添付してください。
現況届⑩は、収入の項目が複数あるときは合算してください。

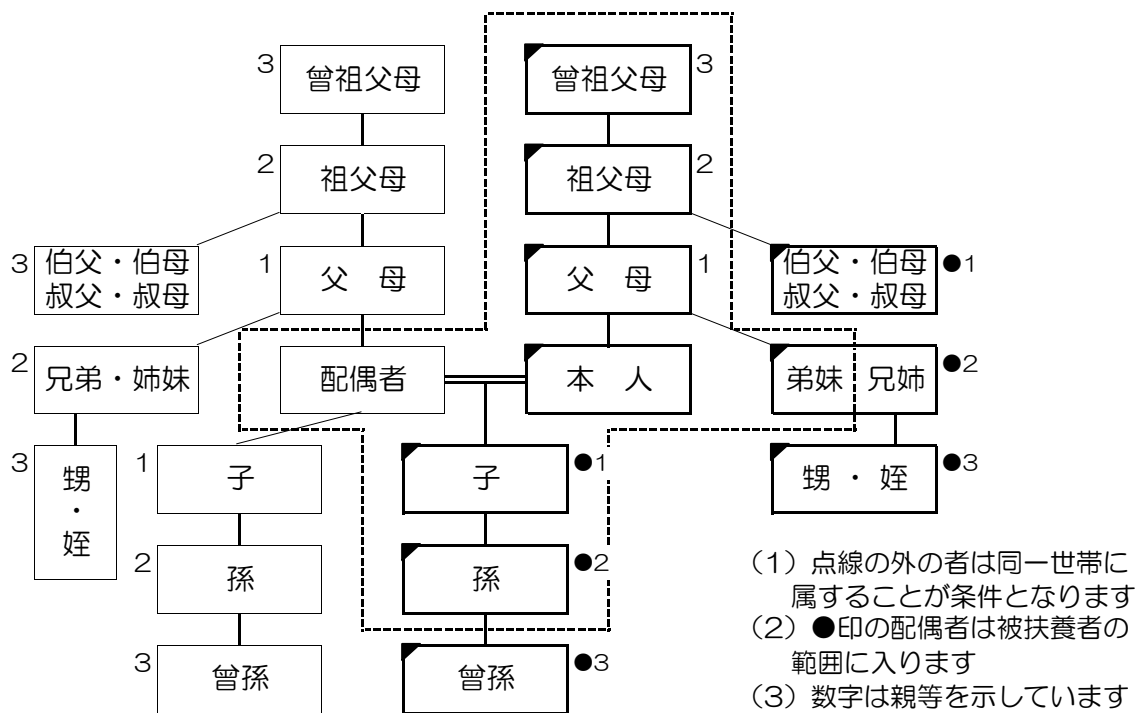
◎世帯全員の住民票について

被扶養者が被保険者の直系尊属、配偶者、子、孫及び弟妹以外であるときには、被保険者と同一世帯に属していることを確認できる書類(世帯全員の住民票)の添付をお願いします。

下記1～3に該当される方が、被扶養者として再認定されます。

1. 60才未満で年収が130万円未満（月額換算108,334円未満）であり、かつ被保険者の $\frac{1}{2}$ 未満の収入である方
（厚生年金法の障害給付に該当する場合は180万円未満・月額換算150,000円未満）
2. 60才以上で年収が180万円未満（月額換算150,000円未満）であり、かつ被保険者の $\frac{1}{2}$ 未満の収入である方
3. 1～2に該当している方で、
 - ①別居している場合は被保険者からの送金額より収入の少ない方
 - ②同居が条件で、現在同居している方（仕事の都合の単身赴任は除く）

○健康保険の被扶養者の範囲について



★三親等内の親族とは、伯叔父母、兄弟姉妹、曾孫、甥姪までの関係をいい、大伯叔父母や従兄弟姉妹は含まれない。三親等内であれば血族と姻族との別を問わないが、被保険者の血族の場合は、その配偶者を含み、姻族の場合、その配偶者は含まれません。



「同一世帯」とは、被保険者（本人）と住居及び生計を共にすることです。対象となる方が、同居が条件になる方でも、仕事の都合で一時的に別居である場合は、送金関係があれば、再認定となります。